

## JAS法に基づく立入検査等

食品の流通が広域化・複雑化していることから、消費者の信頼確保のためには、国が広域的な体制で統一的に実施する必要。

- 食品表示偽装事案には、
  - ①複数の県をまたぐ広域業者や複数県の県域業者が関係していること、
  - ②食品は、製造後早く消費されるという特徴があるので、違反の証拠を得るためには緊急かつ迅速に対応する必要があることからそれぞれの都道府県が相互に連絡を取り合うよりも、国が統一的な指揮命令の下で一斉に調査を行う方が効率的。
- 仮に、本事務を本省だけで行った場合には、毎年度多数発生している食品表示偽装の疑義事案それぞれにおいて、多くの職員が、多数の都道府県へ東京から出張し、現場に駐在して調査する必要が生じるため、緊急かつ迅速な対応ができなくなる。